

は中里村修験多門坊の古記にありと里老の話なり中里を搜索する時可尋三箇寺裡も後寺文字を當誤りしにはあらずや古き地名に字音もて云へつは希なり何れの義ありてサシカジリと名を負せたりや又唱へ誤りもなきにしもあらずサンガジリと云解未考訓のよこなまりたるならん

中比奈

御崎

サキ明神

祭神未詳

玉泉寺

瑞龍山

禪曹洞宗京田村永明寺末

御朱印地六石壺斗

除地境内壺万千五百拾六坪

内 八百十六坪 寺中
七百坪 畑林山

本堂 庫裡 文化戊辰年二月廿二日類焼して再建未大成らす

本尊 釋迦如來 志尺五寸 脇士達摩大權

地藏尊二體 弘法大師作一ハ一尺五分 一ハ三寸

千躰佛の散亡して残れり由云ひ傳ふ

開山 斧屋長運和尚 寛永九年申 六月廿八日 運化 勸請開山也

開基 前往檻宋壽泉 寛永十九壬午 三月廿一日 寂す

壽泉は平僧なれば開山と稱せず開基とす

塔中 辭錫庵 廢壞しけるに末寺の大福寺住僧なれば修復せず是

は摧朽せんことを慮りて辭錫菴の旧址に移して学侶の房とせし

に文化の災にかかりしかば又大福寺をこゝに再建して十四年軍

道和尚隱居せり

瑞龍山住山記

原夫當山者其創修密之地也傳謂弘法大師遊止於此地而歎於地勢之勝絶而後代有興汰之縁幸則刻於千躬之地藏尊矣尊之長二寸計星霜漸移而小像者没于茲散于此今往々奉持而稱瑞龍之千體佛者是也其中尊者長為寺本尊至第七古有施主而替今之本尊故傳曰地藏薩陲之靈地從尔稍 禪居到于檻宋壽泉者如有如無檻宋者山居之長老也永平之主翁高國俊禪師之内姪而時之太守職長谷川藤六郎之叔父也以其族種不賤人之間見亦重遂令長谷川達干 公拜戴 御朱印至于今稱御朱印地者實檻宋之續也檻宋有存鍊長鍊之二弟子教於二子勤首座職轉位之

河國新編地記

儀令於存録董當山之席又達願於本山知れり

この寺靈宗の際幾年月か知るへからず鬼簿に載す所六七代平僧にて壽泉に至る壽泉も平僧故に存録を永明寺十世巨山の法嗣となして此寺に住せしむ存録和尚より法地とそなれり関山及二代巨山はこゝに住せしにあらず存録より十五母現住太莖智徹迄法脉相續せり往山記に時之大守職長谷川とあれとも寛永の御巡見使と云ひ傳ふよし寛永十八年六月廿八日御朱印の御文書を賜りてり今に至ても御舊例に依らせらる御朱印之寫周臣私記にあり申入用に候はし可差上候事尤寛永之度斗寫置候

駿州富士郡之内

比奈村玉泉寺領

伊奈備前守 長谷川七左衛門 證文有之

高亭石五斗

中田 寺及九畝拾式分 十二

下田 四畝九分 十

田合式原三畝式拾寺歩 分米式石七斗六升

上畑 寺反式畝拾七分 九

中畑 六畝式拾式分 七

下畑 四畝式拾三分 五

畑合式及四畝式分 分米寺石八斗四升

右之田畑伊奈備前守御繩打衆證文由座候言合六石三斗之夏六年以前御朱印可被下由二座座候時分改申下得共年々被致所務以餘生由座候以上

寛永十八年

乙四月廿八日

長谷川藤六郎

七判

寺社

以奉行所

須津在比奈村之内玉泉寺領高过寺石五斗之所寺中并門前迴沙弥屋敷共如前々被為付置候諸役木以下共に不入之御朱印申請相渡可申者也

丑 拾月十日

伊奈備前守

忠次

河國新編地記

長谷川藤六郎

撰るに寛永
十四年ならんか

長谷河七左衛門

長雨

上書

玉泉寺

慶長四 酉八月廿六日

駿州富士之郡下方比奈村寺領御繩打水帳

案内者

三郎左工門
勘右工門
佐左工門
六右衛門

玉泉寺内分

下田寺畝九分

下畠式畝拾分

下田三畝分

中畠六畝廿五分

上畠四畝四分

上畠式畝廿四分

下畠式畝拾三分

中田寺畝拾五分

中田寺及七畝廿七分

上畠五畝十九分

都合四及七畝廿三分

曾根源左衛門〇印

鈴木勘兵衛印

玉府新右衛門印

庚守庵

青面金剛の像を安す

玉泉寺控

この庵の地中に石の祠あり辨財天の木像を置けり弘法大師の作なりといへれどさだかならず寛永四戌年旧家長左衛門頼に出せり勝書に連署せり後藤次郎川辺の洲を築あげて觀請せりなり左衛門か子孫なり

東比奈

諏訪社

除地九斗五升式合

社地 長式指四間 横八間

式尺五寸餘の石を立て神躰とす

△ 西脇にも圓径式參寸或ハ五六

寸位の圓かなる石大二十計在り祠なし拜殿三間半

山神 式箇所

訂正
河内
國
新
風
土
記

天神 除地石式斗三升九合 社地豎廿間横拾八間 拜殿 三三間半

醫王寺 龍水山 除地十一石志斗七升 浄土宗 系智恩院末

境内 南並式拾間余 東西百三十間余

本堂 東西七間半 南並七間 庫裡

本尊 阿弥陀如来三尺 聖徳太子御作なりと傳いへり

開山 行基大士たりとて木像を安すこは下に書せる薬師如来を行基

の作なりと云より附會せるものなり人実は草創の年月未詳

里老古の國分寺なりと口碑に存せるといへれど寺僧はさも云

はさりき話とすべき古記録なければなりといへり 一つはか

りより也持居つゝ知らず年経にけん近年今の住僧國分寺と彫

れる天平間のかねを見出せりこのかね見出さぬ前より國分寺

なりしと云口碑は存せり

堂 本堂の左 千躰佛の小像を安す 鐘堂 四尺

開基 昔より大禮越たるものなき由

寺得和尚 世代未詳 何れの宗門にありしにや永祿に今川家より文

書を與らる下に抄出す 慶長二戊申年 十月十七日寂

追謚せしならん過去帳に大蓮社 利譽寺得和尚として木像あり

中興 五古念譽上人 寛永二卯丑年現住十八古精譽湛道

薬師堂 寺の東の方に石階六十一寺よりも三丈計高き地にあり此堂

一つ頃の造營なりや礎の高低に隨ひて柱根長短あつて古色存せ

主尊 三間半

薬師如来 木像式尺餘 行基菩薩の作なりといへり

脇士 日光月光の西大士十二神將を安置せり

什物 リンカ子 禪家に七磬子と云へる日の形の如きカ子

この物何つ許りよりや菊燈臺の傍に置きて硫黄つくつ木の焼きさ

しなと入れつゝ垢つきてあやしく黒かりければ古々の什物にも救

まへずありき文化の 二宇院 つ頃ひと日あき人至りて磬子鉢など響き

あつは新きもて古きに換しに價いか計り添て賒ふこともせんなど

いへりけつに和尚彼燈下のカ子をとうてしに天の字のみかすかに

見ゆ天和にやと且拭ひ且撫てうからうじて讀むに天平十一乙卯天
國分寺とぞ彫れるおゆのもの造りしにもあなれど姑く具眼のも
のを俟つのみと縹緞につゝみ祠の木箱にひめおけり
國分寺を立しこと三代祐に天平十二年續紀に丈六の佛を安置
せること天平勝宝年中なり風土記北高橋民部省圖帳北川辺と
あるを見れば富士郡にはありさるへしこの寺薬師ありもて國分
寺なりとして偽作せしならめ

塔中 正行院 山門の脇西にあり
庚申堂 門前屋敷の傍堂山と云処の前に在

駿州比奈村 醫王寺

右 尊牌是迄之通可相心得候

己三月

安永二己年土岐美濃守殿被仰渡候

寛文十二年檢地帳

下田三反畝貳拾九步 十

分米三石七斗九升七合

上畑貳反六畝貳拾五步 八

分米貳石四升六合

中畑貳反四畝六步 七

分米貳石六斗九升四合

下畑貳反四畝貳拾五步 五

分米壹石貳斗三升五合

屋敷貳反八畝廿九步

分米貳石八斗九升七合

高合拾壹石七斗七升

右医王寺分除地當子御檢地ニ郷中水帳外書ニ在之如前々除地ニ被成
高之外ニ紛無申座候

寛文拾貳年十一月九日

市案内

新四郎 弥右衛門
勘兵衛 勘兵衛
理兵衛 兵左衛門

訂馬海國新風土記

平次右工門
小左衛門
徳九工門
平九工門

大福寺 山号未詳除地三斗七升三合

明和年間より廢せしを享和の頃了本と云僧再建せしか幾もなく身
まかりければ復たすたれんことをうれへて玉泉寺の塔中辭錫菴の
破壊し果たる地に移せしか文化に類焼せしを又辭錫菴の旧址に再
建せり玉泉寺の末なれはなり 上の玉泉寺の条に出せり

長學寺 蓮池山 法善宗 勝劣派 駿東郡岡宮光長寺末

本尊 釋尊 多宝 日蓮上人像 志尺

開山 光長寺七古日養上人 慶長十七年 四月七日遷化

開基 同村權右衛門法名信源院日堅大徳 元禄十四年九月十日死 新に寺を建

人ことは御制禁なれば駿東郡長窪村蓮華寺長學寺破壊せし
を公に聞え上げてこゝにうつせりとぞ

旧家 渡辺佐左衛門源佳亨が家に武田家頼の朱印の文書を藏せり

文書に書せり渡辺半左工門ハ佐左衛門ハ八代前の祖にて半左衛門
ハ通稱なれば佐左衛門が子を半左衛門といへり杉澤養右衛門小泉
養左工門後孫次郎尤工門の三人は養夫たれとも子孫猶存せり望月
清兵衛ハ子孫絶たり

○宗高年寄茶村 須津庄 距府城十里 在吉原一里六町 駿東

名義未詳遠江國榛原郡宗高村の人来りて關きしもて名を同せりと
な人家を移せることいつばかりなり也知れる者なしされと遠江國
よりもて来にしと云鑑子を今にもてる家ありとぞ御俗湯を沸せり
釜のはなきを鑑
子と 按すに比奈村匠王寺の所藏永禄九年氏真の文書に駒高
池圍と云こと見ゆれば其頃よりこの村ありしに也

田額 阡陌玖拾五石漆斗貳升貳合
内東宗高 肆陌陸拾壹斛漆斗玖升 戸田廣三郎知行算宅麻生飯
西宗高 玖拾玖斛漆斗貳升壹合 同 人 知行
只宗高 參陌漆拾陸斛壹斗九升捌合 永田綏太郎知行算宅永田
中宗高 貳陌伍拾捌石壹升參合 玉虫重四郎知行算宅駒所

修後河國新風土記

志原波抄

通計 阡陌 玖拾伍斛 漆斗式升式合

古件の四百六拾壹石七斗九升の地ハ早くより開けしとおぼゆ七
 百三拾叁石九斗三升式合の地今三つにを寛文の頃亥の新田と記
 して奉れりの古き簿書に載す東宗高四百六十西宗高七百
 三十三石餘の地今三つに分れりをもて西宗高と呼始し年曆
 中宗高只宗高と呼には呼へり
 知つへからされとも隣村中里の古記録に宝永七年中里村は戸
 田周防守知行とはなれりと見えてけれは其時この村も四百六十
 壹石餘ハ戸田の采地となれりならん是よりして東西西箇の村の
 如くにして西の方三百拾は御料たりしなるへしこれを後に永
 田と玉虫とに分ち賜けり残れり九拾九石餘ハ中料たりしに五と
 廿経七年荒末詳寛永六年なりとこれをも戸田に賜りしよりこ
 の村には公領なく皆私領となれりからるに安永の頃永田米地
 を原米に換て賜らんことを請へりに許可ありて復た御料となれ
 りしか寛政に永田へ返し賜はれり 田額の條下に記せり如くこ
 の村は四つに分ちて地頭は三士たり

方位

比奈村の東中里村の西花守村の北富士の埜山の南にあり東西
 拾貳町南北北防潮堤より一里程

池

横三間余 比奈村に属すといへども宗高人滞へ後示すこと
 をもなしつ昔よりこの水をひけるをもて村人は宗高の池なり
 なといひあへり比奈人はさも云さりき水源は医王寺除地の内
 より湧出て東比奈なる押出て小処を遠りて花守宗高西村の田
 地に注き潮除堤に到り三所に水門ありて沼川に入れり

赤洲川

此の川上流には水なく下流には水あり駿東郡十里木と云
 所より愛鷹山の裾野を廻り富士山麓なる黒坂に添ひ富士郡桑
 崎村にからり鶉無淵村の上銚子口と云懸崖を下り同村猿棚
 とて四五丈の巖壁を経て間門村に到り比奈村花川戸て小処長
 さ十五六間廣さ六七間もあらん一枚の磐石に流れ到るに其端
 壁立せりこと三丈餘源よりすべて雨後ならでは水なしこの村
 なる中鳥片た宿宗高に入りより水湧出て根方路を遠れり暑天に
 も涸ることなし故に村裡三所に畧約を施せり流末沼川に入

新編海國新編

林 五町七反式拾歩
れり処にて幅三間余の水となれり

戸敷

内五十九煙 東宗高村 式拾三煙 西宗高村
五拾四煙 只宗高村 三拾五煙 中宗高村

寒竹權現祠除地

祭神未詳居民八郎右衛門が祖先代々八郎右衛門と通稱せりおのが
屋鋪にこの神を齊ひて子の權現と稱せしに其後社地に寒中に節の
間長き竹おのつから生せるをもて寒竹權現と改め稱せりといへり
今もこの竹社地にありて寒中に箒を生せりとて御捨地寛文の度
に我屋敷毫及九畝廿六歩を公に聞之あけて除地となさせらるこ
ことを得たり

拜殿三間 祠なくして高さ壹丈餘廣さ八九間計滑かなる石の壁立し
て屏風をたてし如くなる処に文五尺六寸七寸 中式尺六寸余如圖石を建て神躰とせ
り

愛鷹明神

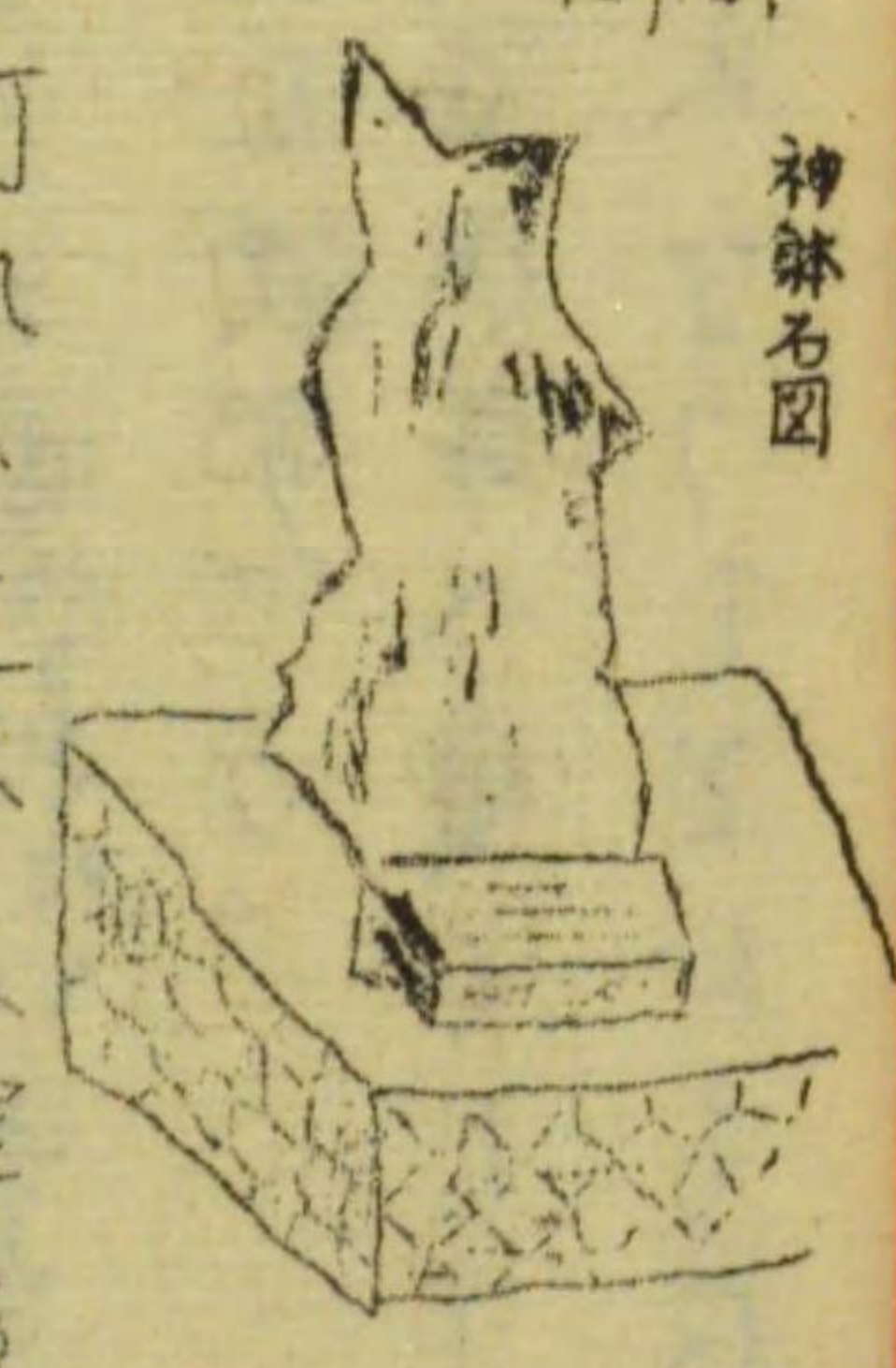
除地壹石四斗五升六合

山神

四座

社地 横拾間
寺院 横六間

神躰石圖



庚申堂 寺箇所 原田村永明寺控
同郡神戸村常願寺は元和年間宗高村に在りしに何れの年か不詳移
れりこの寺一向宗なり今に本願寺より駿州須津左赤洲常願寺と
書せる文書を藏せりよし

この村中島片宿郷俗入りに一色禪心と云人樓し蹟なりと云処ありと
も墳墓もなくさたかに屋敷の跡とも見えず村にもて了記録もなく只
口碑に存せるのみ

○中里村

須津庄 大綱郷 距府城十一里十二町 左吉原取 戸田廣三郎知行林生

赤洲河の東須津河の西富士沼の北たれば水の中なる里と云こと
わりによ里俗赤洲川をは宗高川須津を神谷川といへれと今も御檢
津川と書せり又中スト、云ひ誤まればおのつから音の通へるに
こそあらめ或人の云須津左十計の村の中つからあれは中須津な
つを唱へ誤れりまに文字さへ改て中里に作れりなどさかしら
いへれと古文書などに書して徴とすへきなけれは只東西南に水有

新編海國新編

新編海國新編

訂 慶 河 國 新 風 土 記

て中かなる里とせハ穩ならん

田額千三百拾九石三斗式合

戸數貳百貳拾烟 人九百五拾口 男四百五十人 女五百人

方位 赤須川の東須津川の西富士沼の北富士愛鷹野山の南にありて

東西六百間十丁南北一里餘

圓池 丸五百坪 庭廻り村上三右衛門御代官たりし時年代詳未詳鑿り由

圓池 中里村長澤新田交錯せる地に左須津川兩集の水を湛ゆ廣さ凡

八畝歩貞享年間長澤新田け守屋助次郎御代官たり中里ハ曾我播磨

守知れり頃争論ありて池ハ長澤新田の有となり廻りハ中里のこそ

定めらる 潮除堤 潮沼川に界して 五百五十一間 水門 式箇所

堤 東須津川の 添れりを防ぐ 五百四拾間 林 六町歩 堤 西赤須川の 添れりを防ぐ 五百四拾間

葭野 四拾五町八反八畝歩 外反別三拾五町壹反五畝歩

富士沼 東西なる川筋をば沼川と稱せりこの沼古は西の方へ廣くして

今の吉原驛あたりに到り富士川東の方へ汎濫して大なりしとおもは

る今は田となりてこの沼の四圍皆この村の地なればこゝに書せり後

勝地に拳ぐ 廣 東西九百七拾間 南北六百五拾三間

八番社 別當多門坊 御朱印高拾壹石 有高拾八石貳拾四合

諸役御免除の御印章寛永十八年に始而下し賜りしより御先例に依せ

らる、傳へ云古ハ富士愛鷹両山の別當たりしとぞ

本社 流破風作 東西貳間三尺 拜殿 東西四間 南北三間 鳥居 西柱の間 長間三尺

荒神堂 拜殿の右に在り 井かきの下石かきの間 貳間 貳尺

社地 北側 東西八間 南側 東西六間 西側 南北五間 東側 南北八間

東北は竹林西の方は木立南の方は根方道なりこの内に別當屋敷及

畑あり五反四畝七歩、この社最古きよし言ひ傳ふれとも古文書天

正間よりあかりたるもなし後に書せる正治二年の證文を藏すれと

も文體古のさまならざるやうにおほゆ 多聞坊聖護院宮御直末の

修験にて世々男子相續せりとはいへとも寛永よりなら下は死年等

詳ならず世系左に抄出す元祖大僧正頼尊は今泉村東泉院も先母な

りとし原田村妙善寺觀音堂文保の棟札に大發願主頼尊とあり 泉院

修 慶 河 國 新 風 土 記

志 京 波 移 繪

多聞坊年代表末詳といひて東泉院頼尊を清僧なりし多聞坊は頼尊の血統なりといへり何にまれ頼尊と云人古このあたりに居りしなるへし加之頼惠も東泉院の先古雪山頼惠ならん永祿に今川殿越後に使をなさせしめ鎧を贈られしこと古文書もあり貞享ニ其鎧を高家なる今井刑部所望によりて返せしことなど分明たり五々尊念怒不動明王の像現に東泉院に蔵せるを多聞坊嘗てこれを知らず世々いひ傳ふ由にて昔五大尊は所蔵せしに何れの時何れの故よしにて紛失せしやといへり寛政の頃伊豆國号未詳大般若経の古寫本全部中里村多聞坊所蔵の趣記せしありと先古尊はれしや又は賣却せしにや頼尊頼惠などの子孫たることは知るへからされとも昔より中里に住せしこと疑ふへからず

多聞坊世系
大僧正頼尊祥代 大僧都頼惠永祿三庚年十一月廿日死 同頼秀未詳 同以真三代不知
同長真不知 權大僧都頼真寛永十年己三月十九日死 以下畧す
天文五年八月廿日今川義元朝臣古判物八幡宮神領十壹石棟別役免許のよし氏真朝臣武田家文書等數通を藏し天正年間以来の古書も

愛鷹明神 除地拾四石五斗壹升四合 祭神未詳 別當 多門坊

天神 山神 左ゴジ

三社權現祠 丸山と云処昔より芋除なるも戸田の家宰村人山本千石

東光寺 龍泉山舊號 日蓮宗甲州身延山末

御朱印地或拾石 境内 壹万五千坪

開基 寶相院蓮成律師嚴譽阿闍梨日源聖人正和四年卯九月十日

開基 中將隆茂朝臣 此の村の舊家飯島利七か祖

本尊 釋迦如來一又一寸

觀音 何れの作なり也巧緻にして古色存せり按するに次に書

せし傳教大師の作なりと云へる出山の釋尊は傳へ誤りにてこの像

のことならんか日蓮宗の寺に觀音あることは希なり作佛なる故に

棄置かたくひめおきしなるへしこの寺天台か真言宗たりしならん

出山釋迦此傳教大師の作なりと云へり實は磁にして真袖祖きて巖
上に片膝立て座しその膝の上に手を拱せり眼ハ丸く大にして胸は
死骨の如く肉脱し手足最ほて長く脊骨の腰のあたりより一帯の造
縷を右の肩にかけて右の腕に到れり なかりせば仙人ともいひ
つへし幾年を経けん煤色とかいへるさまになりしを眺して見ると
京清水の素焼にて薄白かりければ垢つきて黒く見えしなりこそ大
師の作なりといへれとうけかたし

大黒天三四寸 錘ものなり 日蓮上人四寸 いと古く見ゆ

蔓陀羅道仙坊母妙壽与之 日蓮上人の書一幅

同建治元年亥年六月廿一日 日乾上人書 一幅

同容殿造立時授與之 日乾上人書 一幅

題目而已一行草書十界勸請 これを書玉ひしは 一幅

人皇百十三代皇子宝鑑寺本覺院宮の御筆 一幅

喜授法師我庵は 式紙これに 一幅

八宮様御筆

レイ經寸一多 螺貝圓寸尺六寸七分 吹口銅

レイ文寸五寸 香盒堆朱 經五寸厚々蓋共に一寸五分

御朱印箱黒漆金字幅四寸八分長六寸五分 施主鈴木修理亮長恒當寺七古

過去帳前書に 當山開闢大檀那羽林冷泉中將大樹院殿隆茂朝臣

惜哉隆茂朝臣年歷不知年李追善興源師令執行者也以上原平の

この村の舊家飯島利七か屋敷に隆茂卿の古墳なりと云る塔ありそ
れに並へて石を立て東光寺 世日等羽林大明神明和四乙卯年二月
八日と彫らしむ十三廿日 代過去帳に年月不知と記せるに日等何
れより見出して年月日を彫らしむるにやおもふにその頃迄は尚古
記録ありしを搜り出せしならん今は記録殊々なし利七かことは舊
家の部へ載せて後に出せり利七は隆茂朝臣の遠裔なりといへり
天文五年閏十月十日今川義元朝臣諸役免許の古文書を藏せり

本堂東西拾間 四菩薩 八寸つゝ
。宝塔南北九間 釋迦如來 各八寸

○文殊 獅々に跨る

○愛染不動両明王 各六寸

○右須弥壇に安す

○本堂の左の方

○釋尊 六寸七分

○同右の方

○釋尊 六寸五分

○本堂の東を敷

○大黒天 一尺三寸

○天澤寺殿秀峰哲公

○日朝上人 七寸五分

○瑞林院殿田淵真心居士故懸令古郡文右衛門小野某の神主なり

○本堂より左の方東に向へり

○七面堂 三間半

○右の方西に向へり

○堂 九尺式間

○普賢 騎に各六寸

○四天王 九寸つゝ

○日蓮上人 式六尺

○八幡宮 御立像

○僧形の座像

寺僧は天照皇大神宮の御像なりといへれどうけかたし

○十羅刹

○釋尊

○日蓮上人立像 四尺

此牌を安すこは義元主の文書ありもて後の住僧もひせりなり

○鬼子母神 寺

○七面明神 式四

○鬼子母神 五寸

○福荷 明見

○鐘樓 九尺四面

○塔中 五軒

○禮越 式百軒

○末寺 五箇寺

○本妙寺

○除地なし

○開山

○本堂

○日蓮上人

○本立寺

○除地なし

○開山

○本堂

○日蓮上人

○本立寺

○除地なし

○開山

宝永鐘 銘畧之

書実坊 圓乘坊 圓障坊 長建坊 願立坊

門前 四軒

庫裡 五間半

棟敷 六

本妙寺本立寺は境内に並へり比奈村題唱寺石坂村浄光寺江尻村青蓮寺昔は六ヶ寺本立寺に隣りて蓮寺ありしが元祿の頃破壊し

て再建なし意ふに新寺造立は國家の禁なれば江尻村の青蓮寺は正蓮寺を移して文字を改めしに也青蓮寺は江尻村の舊家佐野内匠か

内庵にて近頃の造立の由

日蓮宗同村東光寺末

除地なし御年貢地東光寺隣り

本日坊日詮

宝塔釋尊

庫裡 五間半

菩薩 文殊 四天王

同村日蓮宗東光寺末

除地なし御年貢地本妙寺に隣り類焼後再建未成

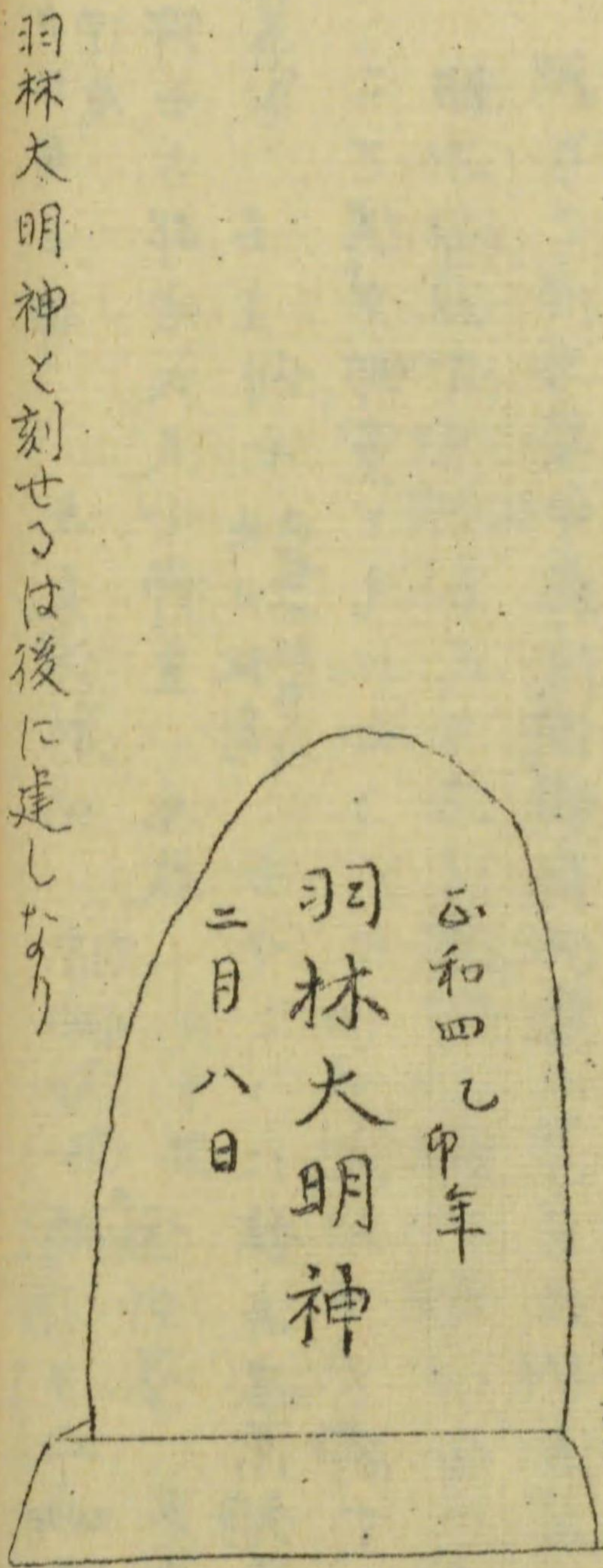
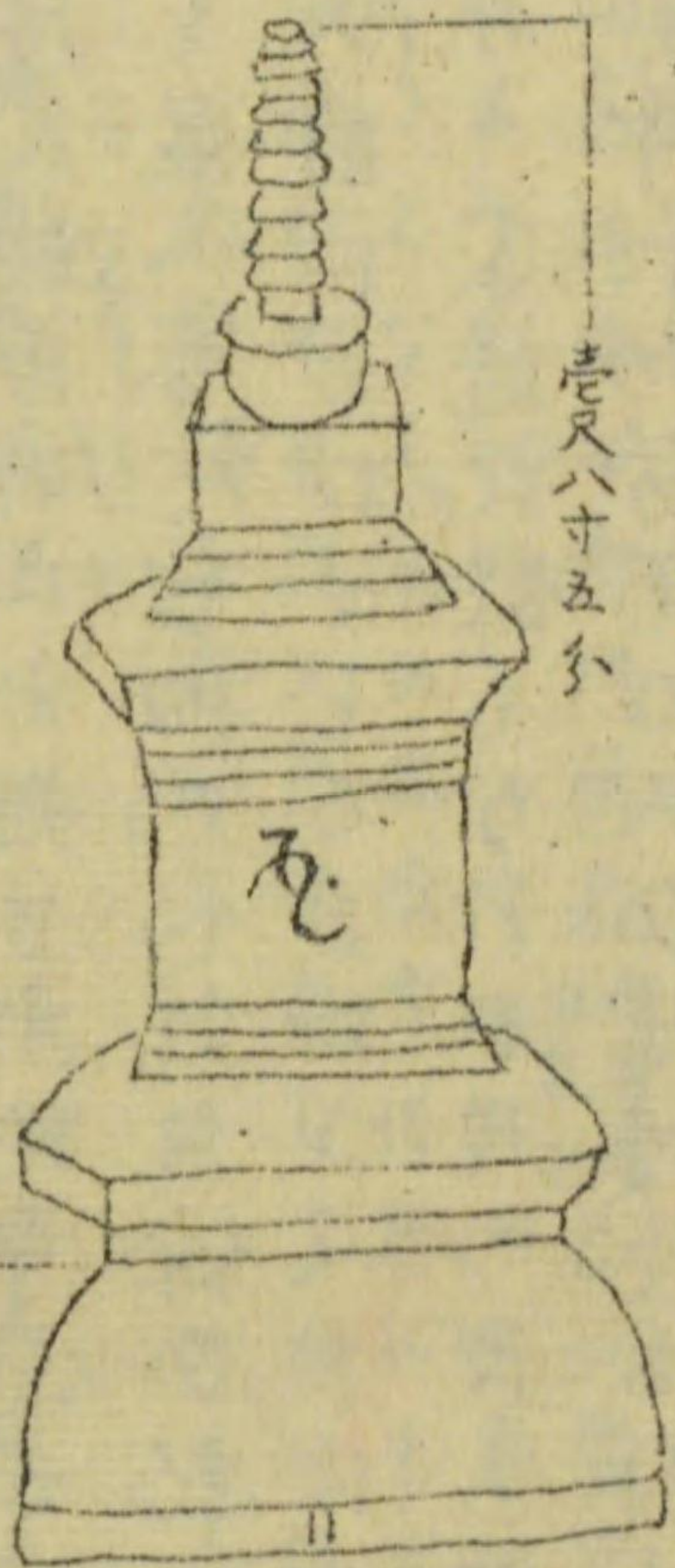
本妙寺に同

本尊

の舊臣たりとそ—この地に到りてその祖山本某法名竹翁齊善

元和二年
四月十八日死

古墳 冷泉中將墓なりと云傳り家はなし利七か屋後にあり五輪の
紛失して僅かに存せりと見ゆ



羽林大明神と刻せるは後に建しなり

中里御料たる時御代官姓名

長谷川藤右衛門 寛永十八年西暦九年

小長谷勘左衛門 市野惣左衛門

私領 曾我播磨守

御代官が私領が未詳

窪嶋市兵衛 窪嶋市郎兵衛

私領 戸田周防守 宝永七西暦年享保七年西暦十三年

按に戸田周防守は戸田廣三郎の本家にして享保七年に分知し
て戸田某廣三郎のの知行となれるならん

小地名。天念寺取寺に。久保丸山なとは。宮組八幡の社の

の畑の小地名にセンジ石 里俗のいへらく建久間に鎌倉殿命せられ

てこの石を大なる釜にて煮さしめしといへれとかゝる無益のことな

し給ふへきことわりなし或はそれなりかみつかた治承に畠山重忠先

陣を承りし時この石の辺に到れる故に先陣か石と名付たりと云 林

呂山治承二平軍逃亡後一条次郎忠頼に駿河を安田三郎義定に遠江を

預けらるゝ時にあたつて鎌倉殿忠頼に命せられて平氏の兵の棄て去

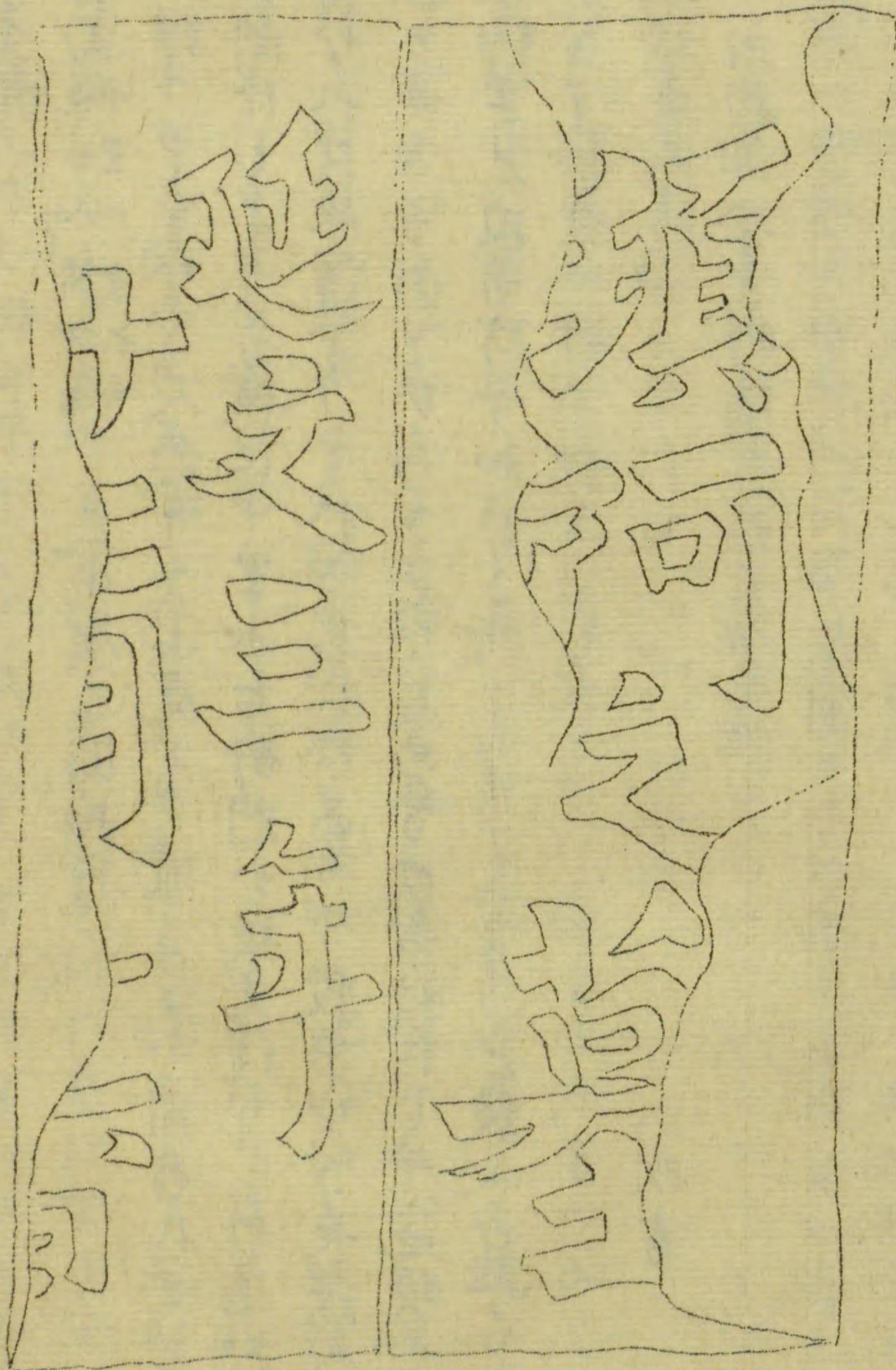
野村彦大夫 國領半兵衛

内山七兵衛 以上御代官

大草太郎左門 野田三郎左門

りしさまの物の具を埋て塚とせしと云 菴の山又の名は頓阿法師の麓に來て
 しはしの程樓し跡なりと云はんとして法師が集の富士の山の麓に來て
 日數へにける又月ハ猶高マロ山の梢よりなどを強にひき用ひてこゝ
 の丸山庵の山となし加之菴の山より富士沼を臨むこと石山より湖水
 を見ると似たれば湖月山と名付しなと云 落坪は頓阿法師この井を
 八葉井と名く富士八葉の影を涵すにとれりやと云ひ法師甕を抱て水
 を抱しに一ト日そを忘れて棄おきしより落壺と人より稱せりと云
 赤洲川古は赤打川と云ひしなと漫りに地名を換へて治承ニ源廷尉経
 こゝに到りて川の名を向へるに赤ウチ川と答へしに平氏は旌旗赤き
 を用ゆ名詮うへもよふしといへりなと云 金澤はさきに書せる石を
 煮し時釜をかけし処なりとし ハタオリ坂は旗置澤の誤にて重忠が
 旗を立し処となせり マンゲ澤は万騎澤なり鎌倉殿の士卒衆きにと
 れると云 今の柏原のあたりは古ハ津崎と云処なりき富士沼の北な
 る村々よりかねて綱を張り置き板うけて綱にすかりつゝ津崎にゆき
 來せしにこの村古より人多かりければ殊に太き綱をうらわたしけれ

は大綱の里とよそより呼へるにありておのつから郷名とはなれり
 桓武天皇の大御時のことなりなど正史実録にも不載こと漫に云へる
 しかたはらいたきわさなれ



本郡この村より江尾村迄築鷹御用を勤るにありて山手役御免なり

支郷

中里村の支村

長澤新田 中里に交れり 戸田廣三郎知行

名義未詳 中里なる天念寺て小處より流るゝ小澗あれともこは長澤新田の開けしよりも後に中里八右衛門が祖先はらしめておのか田に注ぎしなれば此澤よりとれる名にはあらず駿東なる長澤人が又は長澤を称とせるものゝひらきしならめ昔は各村にして地頭も異なりしに宝永^亥年戸田周防守知れる所となりしより戸数人口など中里に攝して處置すれば一村の如くになれり

田額捌拾壹石六斗三升式合 外伍升玖合 卯の改書

都て田額捌拾壹斛陸斗玖升伍合

戸數前に書せる中里村に合す家井も打續きぬればなり

この新田竿入は寛文十二年

子年

野村亮太夫手代 鈴木久右衛門

古郡文右衛門 佐野平右衛門

中里村の支村 大坪新田 距中里五丁

中里村の人開けりもて中里新田と名付け後に中里大坪新田と云ひ御檢地貞享の度に大坪新田と改て御料とそなれる私領持添の地に人々家あれとも御料の御民なれば縣令より名主を命せられ人には地頭の臣より官吏へ書札を投して誰を命せられ然るへうといへる例なりとそ、名義未詳

按するに駿東富士の方言に涯高くして窪なる池をツボと云へるにや、駿東郡岡の宮あたりにはア井ツボと云ふ池も堤高し又瀧つぼなどいへるは方言のやうにもきこえ侍らす今も堤洪水のために破れぬればやかて堤を築き換れども猶水の深く湛へて池の如き処諸村に在^キと云レ所意ふに中里の堤は早くより成りてこのあたりは葦葎しげりありし中に大なる池のさまなる処もあらんそを堤上より見おろさば涯高くして窪ならんを大坪と呼びてそが名を村に負はするならんやあつは中里誰受けし田何坪として葎江など生て耕すへからさる処あれば竿のべとか云ふ如く何一十坪の内に負はしめ真蔬などからんにお

のかし、争ひなからしめんかために賦しおかしてこれを肩坪といひ
しこともあらんやか、れは假名遣ひめれは宜しからず大の義ならん
この地を闢んことをきえ上けるは延宝五丁乙年八月野村考太夫縣令
たりし時にして檢地は貞享四丁卯年七月廿五日掛りは御代官國領半
兵衛野村兼左衛門野村考大夫たりかくて一箇の村とそなれりしかす
かに御傳馬役を免され又富士の沼廻不定地なる故二三高掛と云こと
も免さるされと小須浜に波殊に立て港口を砂にて打塞き沙に和せる
水逆流して堤を破れりに至るなれば港口を浚て疏通せしめんことを
はなさしむこれを湊ともすれは堤破れて其水到れる限ハ一粒もまた
く熟せるはなし後と云檢せんに收納皆無とそなれるそか上に塩虫と云もの
いできて又の年も青苗を枯らせる其害一とせならず三とせ四とせ
もしかせりその虫を殺さ人に奥山に生ふるアセミ土人用馬てふ木を
田に入つたり耕種採樵の暇なさに山村の人に採しめて買ふに價賤
からされはこの村に限らず本郡海道及根方路の諸村七八月雨風烈し
かれはいも寝ず此害を恐るること甚し堤危きに至れば土俵を積り防

き或は家井より疊なごうで、堤の衝におひかうするかひもなくあ
つは百間あるは五十間打破れて數頃の稲梁一齊に腐爛して半年の辛
苦を利那に空ふす官付にきこえあくるに大御うつくしあて其年の租
税を免させられ又ハ其半を免るるもあり下民の憂のみならず貢の妨
をなせり

及別拾五町七反七畝九歩

田額百五拾九石四斗七升

潮除堤南百八十八間

悪水吐東三百十間壱箇所

東光寺新田 中堤長々三百拾貳間

北長貳百五十六間

○川尻 戸數十四中里村式 距中里十町
こは支村にもあらず中里村へは水田十町計隔りて川尻村に居家打續
けりもて小地名もなく川尻

中里村 田額合
長澤新田

訂正 河内 國彩 風土記

名勝 富士沼

古は原野より吉原野迄も汗漫としたる沼にて富士川も東流して入り
乱れて流れしならぬ路次記に東西けりとなかき沼あり市をひけり
か如しとあれば細長き沼ならん今は数夏に堤出来て四面中里村に界
せりをもてこゝに攀く今沼川とて駿東郡より富士沼に入り富士沼よ
り下流も沼川と云て吉原野と稱して海に入春草は萌かふばかりなり
けり富士富士沼に駒やとめまし今も草かゝること當時の趣おほゆ

昭和九年六月十六日

池田祐次郎書

昭和九年六月二十六日印刷
昭和九年七月一日發行

續篇 全三冊ノ内三

定價金壹圓也

修訂 駿
河國新
風土記

編輯	新宮高平
神田定保	桑原藤泰
高林洲臣	高桑原藤
搜索	高林洲臣
發行所	静岡市井宮町七二番地
代表者	志豆波多會
飯塚傳太郎	飯塚傳太郎
北村三郎	飯塚傳太郎
印刷者	静岡市新通五丁目七四番地
池田祐次郎	池田祐次郎
製本者	静岡市西門町七番地
荒木磯吉	荒木磯吉
發賣所	静岡市吳服町四丁目八番地
静岡谷屋書店	静岡谷屋書店
振替東京六七八八九番	振替東京六七八八九番

駿河叢書目次

●印既刊
●印續刊

- 第一編 駿河郷土先賢遺詠集 本會編 昭和八年四月刊 實費貳拾錢
- 第二編 花野井有年歌集 田中秀穂編 同 五月發行 (品切)
- 第三編 波摩都豆羅の内大井河源紀行 桑原默齋著 同 六月發行 (品切)
- 第四編 藏山和歌集 附花野井有年富士百絶 同 七月刊 三十錢 殘部僅少
- 第五編 駿河俳壇史「時雨の窓」 法月吐志樓著 同 八月刊 三十錢 殘部僅少
- 第六編 波摩都豆羅の内安倍紀行 桑原默齋著 同 九月刊 實費三十錢
- 第七編 駿河古學小史 築地元太郎著 同 十月刊 實費四十錢 送料四錢
- 第八編 日古登能不二 池田安平著 同 十一月發行 實費三十錢
- 第九編 圖録駿河思出草 第一輯 北村柳下編 同 十二月發行 實費五十錢
- 第十編 柏園隨筆(上) 新庄道雄著 九年二月一日發行 實費五十錢

發行所 志豆波多會

- 第十一編 波摩都豆羅の三 有渡紀行、志太紀行 同 九年三月刊行 桑原默齋著 定價五十錢
- 第十二編 山梨稻川と先輩交遊 今關天彭著 附 稻川餘香 築地元太郎著 同 九年四月一日刊行 定價七十錢
- 第十三編 柏園隨筆(中) 新庄道雄著 同 五月一日發行 定價六十錢
- 第十四編 柏園隨筆(下) 新庄道雄著 同 六月一日發行 定價七十錢
- 第十五編 六花庵と其圍周 (活版) 贊川他石著 同 七月發行 定價一圓二十錢
- 第十六編 日本總國風土記 (駿河之部) 附 駿河郡志 山梨稻川著 八月發行
- 第十七編 辛丑雜記抄 花野井有年著 同 九月發行
- 第十八編 圖録駿河思出草 第二輯 北村柳下輯 附 俳書「百ふくべ」歌集「三史和歌集」制歌「試筆集」賀庭雲集錄「抄」駿府秘社理案内記」 同 八年十月發行
- 第十九編 駿府風土記 附 田兒淨見篇 新宮高平著 同 九年十一月發行
- 第二十編 田中葵眞澄鏡 富田忠謹著 同年十二月發行

修駿河國新風土記

駿河新庄道雄著
出雲 足立銀太郎訂

静岡市井宮町七十二番地

發行所 志豆波多會

本書は、駿府新庄仁右衛門道雄の編述にかゝり、文化十年より始め、天保六年に至る二十有餘年一編の成る毎に江戸に携帯し、師平田篤胤の校閲を受け、又本居大平、夏目璽滿等にも意見を質し、漸く二十五巻を終へたる時歿せしが爲、完成には至らざりしが、博搜精攻、寔に研究家必讀の名著である。然し乍ら未刊本なるが爲に容易に閱覽する事を得ず、轉々手寫の際甚しく誤謬を生じ來り、其不便尠なからず、精確なる校本の出版を希望する者極めて多きにも拘らず、未だ其實現を見るに至らざりしは、頗る遺憾に堪えざる處である。

茲に本會は、故足立銀太郎先生が、静岡縣史編纂主事たりし時、苦心修訂せられたるものを以て底本となし、これが刊行を企て、關係者各位の諒解を求めたるに、幸ひ好意ある許諾を得たるに付、別項の規定に依り壹百部を限定し希望者に頒布せり。尙僅少の殘部ある故、左記宛至急御申込下さい。

一、略規

- 一、書名 訂修駿河國新風土記 (全廿五卷)八冊 新庄道雄著 足立銀太郎訂
- 一、體裁 唐半紙和裝本綴 八冊 一冊平均壹百枚 謄寫版印刷
- 一、會費 一冊金壹圓也 送料實費
- 一、申込所 静岡市井宮町七十二飯塚方志豆波多會 静岡市吳服町四丁目静岡谷島屋書店

駿河國新風土記續篇

本書正編八冊は御蔭を以て六月一日配本を了しました。引續き新庄道雄翁未着手の分を最近發見の書により三冊を左記の規定により發行致します。何卒正編御購讀の御方は此分も御購入被下、名實共に駿河國新風土記完成の爲御後援相願度存じます。

- 一、書名 駿河國新風土記續篇 全三冊
- 一、富士郡之部 神田定保著
- 二、志太郡之部 桑原藤泰著
- 三、駿東郡之部 贊川良以著
- 一、體裁 訂修駿河國新風土記正編の通り
- 一、價格 一冊金壹圓 郵送料は實費
- 一、發行期日 昭和九年七月ヨリ毎月一冊宛刊行

215
182

雜誌 志豆波多 (一冊 價三十錢)

静岡市吳服町四丁目八番地

静岡谷島屋書店

(卷之壹目次)

一、表紙題簽	三村竹清先生
一、口繪 岸駒畫碑	
一、漢(アヤ)吳(クレ)邦讀考	今關天彭
一、白髭神社考	沼田頼輔
一、謡曲籠太鼓の數へ唄	木村捨三
一、志豆波多漫筆	出口米吉
(一、國際智惠競べ説話 二、蟻通し傳説)	
一、岳洋漫錄	岡部讓
一、「五岳上人への土産」を讀んで	上松菴
一、郊外聞見錄	法月俊郎
一、稻川先生歿後の樂山社	築地濤衣
一、鯉魚の刺身	北濱漁史
一、石君輝師友錄	静岡少林寺藏
一、「志豆波多」刊行のことば	飯塚傳太郎

(卷之貳目次)

一、明治天皇富士二十一首	御製	九十九豊勝
一、駿河と禪		今關天彭
一、東海道島田宿舊本陣		置鹽棠園
一、自ら我む		賛川他石
一、柳の花芽の方言		内田武志
一、志豆波多漫筆(三)		出口米吉
(原穀傳説 姨捨傳説)		
一、遠州の八木美穂	萬葉歌人	渡邊刀水
一、石川依平の書簡		尾澤只一
一、俳人「菊友」其他		池上庵
一、石君輝師友錄(其二)		静岡少林寺藏

215
182

Red decorative lines and patterns along the right edge of the page.

